

## 令和 6 年度練馬区人材確保支援事業運営等委託にかかるプロポーザル募集要領

### 1 目的

本要領は、「令和 6 年度練馬区人材確保支援事業運営等委託」についての最適な事業者の選定を、価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、実績等の点から選定を行うプロポーザル方式で実施するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

### 2 業務概要

件名 令和 6 年度練馬区人材確保支援事業運営等委託

履行期間 契約確定日の翌日から令和 7 年 3 月 31 日まで

ただし、成績評価を行った結果、優秀であると評価された場合、最高 3 年（更新 2 回）の随意契約を行うことがある。

履行場所 区が指定する場所

業務内容 仕様書（要領別紙 1）による

概算経費 15,884,000 円（税込）

概算経費を超えた見積価格の提案は無効とする。

### 3 参加資格および欠格条項

#### 3 - 1 参加資格

以下の条件を全て満たすこと。

直近 5 年間に於いて、他自治体で事業者の人材確保支援事業運営等委託またはこれに類似する業務実績があること。

提案書提出時に於いて、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 30 条に規定する有料職業紹介事業の許可を受けていること。

提案書提出時に於いて、練馬区での競争入札参加資格を有していること。

法人格を有すること。

#### 3 - 2 欠格条項

以下のいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルに参加できない。

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者。

提案書提出時に於いて、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」（昭和 61 年 4 月 1 日練総経発第 394 号）による指名停止期間中である者。

「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」（平成 22 年 8 月 2 日練総経第 335 号）による入札参加除外措置期間中である者。

法人事業税（地方法人特別税を含む）、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者。  
経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。）にある者。

## 4 選定方法

### 4 - 1 日程（予定）

募集要領等の公表	令和6年3月22日（金）
参加表明書受付期間	4月8日（月）午後5時まで
質問受付期間	4月8日（月）午後5時まで
質問回答日	4月15日（月） 予定
提案書類受付期間	4月23日（火）午後5時まで
一次審査 結果通知	5月16日（木） 予定
二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）	5月27日（月） 予定
二次審査 結果通知	6月3日（月） 予定

### 4 - 2 参加表明書

本プロポーザルに参加を希望する者は、「参加表明書」（様式1）を以下のとおり提出すること。

受付期間 令和6年4月8日（月）午後5時まで

（受付時間：平日の午前9時から正午までの間および午後1時から午後5時までの間）

提出方法 窓口受付（郵送不可）

「8 問合せ先・担当」に事前に電話連絡の上、提出場所に持参すること。

提出場所 練馬区役所本庁舎9階 産業経済部経済課産業振興調整係

### 4 - 3 質問回答

募集に関する質問は「質問票」（様式2）に内容を簡潔に記入の上、以下の内容で行うこと。

質問期間 令和6年4月8日（月）午後5時まで

期限を過ぎた質問は受け付けない。

質問方法 メールまたはFAX

送信後、電話により到着確認を行うこと。

担当部署 練馬区産業経済部経済課産業振興調整係

電話 03-5984-1194 FAX 03-5984-1902

メールアドレス KEIZAI@city.nerima.tokyo.jp

回答方法 令和6年4月15日（月）（予定）に、区ホームページにて公表する。

### 4 - 4 辞退

参加表明書を提出後、辞退する場合は、「参加辞退届」(様式5)を以下のとおり提出すること。

提出方法 窓口受付(郵送不可)

「8 問合せ先・担当」に事前に電話連絡の上、提出場所に持参すること。

提出場所 練馬区役所本庁舎9階 産業経済部経済課産業振興調整係

その他 企画提案書を4-5の受付期間までに提出しなかった者は、辞退したものとみなす。

#### 4-5 提案書等の提出

参加表明書を提出した事業者は、提出書類作成要領(要領別紙2)を参照の上、以下の内容で提出すること。

受付期間 令和6年4月23日(火)午後5時まで

(受付時間:平日の午前9時から正午までの間および午後1時から午後5時までの間)

提出方法 窓口受付(郵送不可)

「8 問合せ先・担当」に事前に電話連絡の上、提出場所に持参すること。

提出場所 練馬区役所本庁舎9階 産業経済部経済課産業振興調整係

提出書類 以下の書類を提出すること。

提出書類の提出にあたっては、紙媒体のみとし、以下の書類を1冊のA4版ファイルに記載の順番で綴り、目次、インデックスを付けること。また、ファイルの表紙には提案事業者名を記載し、本提案に係る責任者名、所属部署等を記載すること。

提出書類		提出部数
関する書類 事業提案に	企画提案書(様式自由)	正本1部 + 副本7部
	受託実績申告書(様式3)	
	見積書	
関する書類 法人の資格に	法人等の概要(様式4)	
	法人等の経歴書(会社案内等、事業経歴等の分かるもの)	
	法人登記事項証明書(履歴事項全部証明書) 提案書提出日の前3か月以内発行のもの	
	直近の決算に係る財務諸表	
	職業安定法第32条の4に規定する許可証の写し	
東京電子自治体共同運営サービスの競争入札参加資格受付票の写し (裏面印鑑証明部分も含む)		

企画提案書の差替えおよび再提出

提出後の企画提案書の差替えおよび再提出は認めない。

#### 4-6 選定方法

事業者の選定は、プロポーザルにおける評価項目に基づき、選定委員会において、以下に示す一次審査と二次審査をもって行う。

一次審査

参加資格を満たす事業者について、選考書類および提出書類に基づき審査を行う。合計点の高い順に3者程度を一次審査通過とする。ただし、参加表明者が3者以下の場合は、全事業者を一次審査通過者とし二次審査に進めるものとする。審査結果は令和6年5月16日(木)(予定)までに書面により通知する。

#### 二次審査

一次審査を通過した事業者について、令和6年5月27日(月)(予定)に、企画提案書等の内容についてのプレゼンテーション・ヒアリングを行い、区の求める水準以上の提案を行った事業者の中から、二次審査の評価が最も高い者を受託候補者として選定する。

時間および場所の詳細については、一次審査を通過した事業者へ個別に通知する。審査結果は、令和6年6月3日(月)(予定)までに書面により通知する。

選考時間は1者あたり40分(プレゼンテーション20分、ヒアリング20分)とする。

説明者は本業務を受注したときに主な担当となる者とし、2名以内とする。

### 4 - 7 評価項目

評価項目については下表のとおり。

#### 一次審査

評価項目	評価基準
事業者の安定性・継続性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業効率の状況</li> <li>・資金力の有無</li> <li>・借入金の返済能力の有無</li> <li>・経営の安全性</li> </ul>
業務実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他自治体との類似業務の契約実績</li> </ul>
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務執行体制、要員配置の妥当性</li> <li>・スケジュールの妥当性</li> </ul>
提案内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託目的との整合性</li> <li>・業務内容の理解度</li> <li>・提案内容の的確性</li> <li>・提案内容の具体性</li> </ul>
見積価格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見積価格の妥当性</li> </ul>
区民雇用の促進・区内事業者の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民雇用の促進</li> <li>・再委託をする場合の区内事業者の活用、物品の区内事業者からの調達</li> </ul>
区内事業者である	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区内に本店を有する</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域貢献、社会貢献、環境配慮</li> </ul>

#### 二次審査

評価項目	評価の視点
事業者の安定性・	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業効率の状況</li> </ul>

継続性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資金力の有無</li> <li>・借入金の返済能力の有無</li> <li>・経営の安全性</li> </ul>
業務実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他自治体との類似業務の契約実績</li> </ul>
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務執行体制、要員配置の妥当性</li> <li>・スケジュールの妥当性</li> </ul>
受託への意欲・熱意	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受託への意欲・熱意</li> </ul>
提案内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託目的との整合性</li> <li>・業務内容の理解度</li> <li>・提案内容の的確性</li> <li>・提案内容の具体性</li> </ul>
担当者評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件を主に担当する者の知識、経験、実績</li> </ul>
プレゼンテーション・ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明、受け答えの的確性、説得力</li> </ul>
見積価格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見積価格の妥当性</li> </ul>
区民雇用の促進・区内事業者の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民雇用の促進</li> <li>・再委託をする場合の区内事業者の活用、物品の区内事業者からの調達</li> </ul>
区内事業者である	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区内に本店を有する</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域貢献、社会貢献、環境配慮</li> </ul>

## 5 受託候補者との協議

受託候補者と区との協議により、委託業務の詳細な内容を決定する。

受託候補が本件の契約を辞退した場合および契約締結前に、練馬区から指名停止措置を受けるなどにより参加資格を失った場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位のを新たに受託候補者として選定することができる。

## 6 情報公開

本件業者選定情報（提出書類を含む。）は、練馬区情報公開条例（平成13年10月練馬区条例第61号）に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては、「プロポーザル方式による業者選定情報に係る情報公開基準」（要領別紙3）に基づき取扱うものとする。

## 7 その他事項

提出書類の作成および提出等、企画提案に係る費用は提案者の負担とする。

提出された書類は返却しない。区の所定の保存年限経過後に廃棄する。

審査書類提出から契約締結までの間に欠格条項に該当することとなった場合は、その時点で失格とする。

提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとするとともに、虚偽

の記載をした提案者に対し、指名停止の措置を行うことがある。

提出された提案書等の書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、無効の扱いとする。

提案書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。

本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

## 8 問合せ先・担当

練馬区産業経済部経済課産業振興調整係 栗山・土田

練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所本庁舎9階

電話 03-5984-1194

F A X 03-5984-1902

メールアドレス KEIZAI@city.nerima.tokyo.jp